

## たばこ税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 たばこ税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。  
(第6条関係)
- 2 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。(附則関係)